

# 生活援助従事者研修

## の実施に関するガイドブック

～介護人材の裾野の拡大と地域の支え合い活動の推進に向けて～



令和4年3月



# 目次

1. 生活援助従事者研修とは？	
・ 研修を受講するとできること	1
・ 他の介護に関する研修や資格との関係	2
・ カリキュラム・時間数	3
・ カリキュラムの一部免除について	3
・ 研修の日程	5
・ 研修を受講できる場所・受講料	5
・ 受講対象層	6
2. 生活援助従事者研修修了後のキャリアパス	7
★★ 3. 生活援助従事者研修を周知するために	
・ パンフレット、リーフレットの活用	8
・ 周知場所・媒体、周知方法	9
★ 4. 生活援助従事者研修を実施するには	10
★★ 5. 受講者確保の取組／就業率向上の取組	
・ 受講者を確保するには	11
・ 修了者を就業や上位資格の取得につなげるには	11
6. 生活援助従事者研修等に関わる方々の声	
・ 修了者の声	12
・ 修了者が働く介護事業者等の声	13
・ 研修を実施する研修実施事業者等の声	13
付録 都道府県からのお知らせ／参考情報	14

# 1 生活援助従事者研修とは？

## 研修を受講するとできること

生活援助従事者研修は、訪問介護で提供しているサービスのうち、掃除や洗濯、調理などの生活援助サービスを提供する人材を育成するための研修です。

少子高齢化の進展による介護需要の増加と、それに伴う介護人材の不足が大きな問題となっている中、生活援助サービスの担い手が増えることで、介護人材不足の軽減や、身体介護を行う介護職員の負担軽減につながることを期待して、平成30年度に生活援助従事者研修が創設されました。

生活援助従事者は、訪問介護で提供しているサービスの中で、何ができるの？

生活援助従事者が  
できること



掃除、洗濯、調理、買い物代行などの生活援助サービスを提供できます。

生活援助従事者では  
できないこと



入浴介助や食事介助、排泄介助などの身体に直接触れる介護や自立した生活を支援するための見守りの援助などの身体介護は、提供できません。

## 具体的な生活援助サービスの仕事内容

### 1. 掃除

- ・ 居室内やトイレ、卓上等の清掃
- ・ ゴミ出し
- ・ 準備・後片づけ

### 2. 洗濯

- ・ 洗濯機または手洗いによる洗濯
- ・ 洗濯物の乾燥(物干し)
- ・ 洗濯物の取り入れと収納
- ・ アイロンがけ

### 3. ベッドメイク

- ・ 利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

### 4. 衣類の整理・被服の補修

- ・ 衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等)
- ・ 被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)

### 5. 一般的な調理、配下膳

- ・ 配膳、後片づけのみ
- ・ 一般的な調理

### 6. 買い物・薬の受け取り

- ・ 日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む)
- ・ 薬の受け取り

# 他の介護に関する研修や資格との関係

## 1. 制度的に位置づけられた研修や資格との関係

制度的に位置づけられた介護に関する研修や資格の中で、生活援助従事者研修は、身体介護を行うことが可能な介護職員初任者研修と、より基礎的な知識の習得を目的とした入門的研修の間に位置します。

下図のとおり、訪問介護事業所に就業する場合、修了した研修によって可能な業務範囲が異なります。例えば、入門的研修の修了者や無資格の方は訪問介護員として従事することができません\*。一方、生活援助従事者研修の修了者は、生活援助中心型の訪問介護員として従事可能であり、訪問介護事業所の人員基準にも含まれます。

また、生活援助従事者研修とその他の介護に関する研修は、ステップアップがしやすいよう、重複するカリキュラムの一部免除が認められています。カリキュラムの免除についてはP.3「カリキュラムの一部免除について」をご覧ください。

\* 通所・居住・施設系サービスの事業所の場合は、無資格の方を含め、どの研修を修了された方も介護職員として従事可能ですが、可能な業務範囲は異なる場合があります。

	研修の時間数	できること ※訪問介護事業所の場合
介護福祉士	— ※介護福祉士国家試験の受験が必要	サービス提供責任者として従事可能
実務者研修	450時間	サービス提供責任者として従事可能
介護職員初任者研修	130時間	身体介護を含む訪問介護員として従事可能
生活援助従事者研修	59時間	生活援助中心型のみ 訪問介護員として従事可能
入門的研修	21時間	訪問介護員として従事不可

## 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修との関係

生活援助従事者研修に類似する研修として、市区町村が独自に行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)の担い手を養成する研修があります。この研修の修了後は、生活援助従事者研修の修了者と同様に、訪問介護で提供している掃除、洗濯、調理などの生活援助サービスを行うことができますが、主に下表のような違いがあります。

	介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)の担い手に対する研修	生活援助従事者研修
できること	掃除、洗濯、調理などの生活援助サービス	
研修の時間数	10～20時間程度 ※市区町村によって異なります。	59時間
対応できる利用者	要支援1、2まで	要支援1～要介護5まで
就業できる地域 ※訪問介護事業所の場合	研修を受けた市区町村	全国

総合事業の介護予防・生活支援サービスの事業対象者の要介護度が要支援から要介護に上がると、総合事業から介護保険サービスに移行することになり、総合事業の担い手を養成する研修の修了者がサービス提供担当者であった場合は、継続して介護保険サービスを提供することができなくなります。

このような場合に、もし総合事業の担い手を養成する研修の修了者が、生活援助従事者研修を受講・修了すれば、介護保険サービスにも継続して携わることができます。

市区町村の皆様は、市区町村内の総合事業の事業対象者や介護保険サービスの利用者の状況や、訪問介護事業所が求めている人材等、市区町村の特性に応じて、都道府県と連携の上、より効果的な研修を実施することが重要です。

## カリキュラム・時間数

生活援助従事者研修の研修時間数は**59**時間です。介護職員初任者研修(130時間)の半分以下の時間で介護の基本的な知識を学ぶことができます。

生活援助従事者研修を実施したい事業者など、カリキュラムについてより詳しく知りたい方は、各都道府県の指定要綱や、参考情報①をご確認ください。

### 〈生活援助従事者研修のカリキュラム一覧〉

生活援助従事者研修の科目	通信形式で受講できる時間	必ず講義形式で受講する時間
1. 職務の理解	0時間	2時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	3時間
3. 介護の基本	2.5時間	1.5時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2時間	1時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3時間	3時間
6. 老化と認知症の理解	5時間	4時間
7. 障害の理解	1時間	2時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5時間	11.5時間
9. 振り返り	0時間	2時間
合計	59時間	

※合計59時間のうち29時間までは通信形式で受講できる場合があります。  
※講義などとは別に、30分程度の筆記試験による修了評価があります。

## カリキュラムの一部免除について

生活援助従事者研修とその他の介護に関する研修は、ステップアップがしやすいよう、重複するカリキュラムの一部免除が認められています。例えば、以下に当てはまる場合は、カリキュラムの免除を受けることができます\*。

\* 都道府県や研修実施事業者の判断によって異なります。

- **認知症介護基礎研修または入門的研修を修了後、生活援助従事者研修を受講する場合**  
生活援助従事者研修のカリキュラムの一部が免除されます。認知症介護基礎研修や入門的研修と、生活援助従事者との対照関係の詳細については、参考情報①のP.64、別添7をご確認ください。
- **生活援助従事者研修を修了後、介護職員初任者研修や実務者研修を受講する場合**  
介護職員初任者研修と実務者研修のカリキュラムのうち、生活援助従事者研修と重複するカリキュラムが免除されます。  
介護職員初任者研修のカリキュラムとの対照関係については、参考情報①のP.29、別添2を、実務者研修とのカリキュラムとの対照関係については、参考情報②をご確認ください。  
生活援助従事者研修の修了者が介護職員初任者研修を受講する場合に、実際に重複するカリキュラムを免除した参考例を次頁に掲載しています。
- **介護サービス事業所で勤務されている無資格の職員で、生活援助従事者研修を受講する場合**  
認知症介護基礎研修の受講が免除されます。  
※2021年4月より、無資格の全ての職員に対して、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられました。

※その他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を修了されている場合や、介護職員等としての実務経験を有する場合なども、各都道府県の判断によってカリキュラムの免除を受けられる場合があります。詳しくは参考情報①をご確認のうえ、各都道府県や研修実施事業者にお問合せください。

【参考情報】  
①厚生労働省「介護員養成研修の取扱細則について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000331389.pdf>)  
②厚生労働省「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」([https://koueikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/kankeihourei/documents/jitsumusya\\_guideline\\_new\\_old\\_20180406.pdf](https://koueikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/kankeihourei/documents/jitsumusya_guideline_new_old_20180406.pdf))

〈生活援助従事者研修修了者が介護職員初任者研修を受講した場合のカリキュラムの免除の例〉

※週1日、通学形式のみの場合

日数	科目番号	科目名・項目名	通常		免除対象者		免除時間
1日目		開講式・オリエンテーション	12:30-13:30	1h	12:30-13:30	1h	2h
	1(1)	多様なサービスと理解	13:30-16:30	3h	13:30-15:30	2h	
2日目	1(2)	介護職の仕事内容や働く現場の理解	9:30-16:30	6h	10:30-12:30	2h	6h
	2(1)	人権と尊厳を支える介護			13:30-14:30	1h	
3日目	2(1)	人権と尊厳を支える介護	9:30-16:30	6h	11:30-12:30	1h	6h
	2(2)	自立に向けた介護			13:30-14:30	1h	
4日目	3(1)	介護職の役割、専門性とは職種との連携	9:30-16:30	6h	11:30-12:30 13:30-14:30	2h	4h
	3(2)	介護職の職業倫理					
	3(3)	介護における安全の確保とリスクマネジメント					
	3(4)	介護職の安全					
5日目	4(2)	医療の連携とリハビリテーション	9:30-12:30	3h	9:30-11:30	2h	3h
6日目	4(1)	介護保険制度	9:30-16:30	6h	10:30-12:30	2h	
	4(3)	障害者総合支援制度とその他の制度			13:30-15:30	2h	
7日目	5(1)	介護におけるコミュニケーション	9:30-16:30	6h		0h	6h
	5(2)	介護におけるチームのコミュニケーション					
8日目	6(1)	老化に伴うことろからだの変化の日常	9:30-16:30	6h		0h	6h
	6(2)	高齢者と健康					
9日目	7(1)	認知症を取り巻く状況	9:30-16:30	6h	11:00-12:30 13:30-15:00	3h	3h
	7(2)	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理					
	7(3)	認知症に伴うことろからだの変化と日常生活					
	7(4)	家族への支援					
10日目	8(1)	障害の基礎的理解	9:30-11:30	2h		0h	3h
	8(3)	家族の心理、かかわり支援等の基礎的知識					
	8(2)	障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、関わり支援等の基礎的知識	11:30-12:30	1h	0h		
11日目	9(1)	介護の基本的な考え方	13:30-16:30	3h		0h	9h
	9(1)	介護の基本的な考え方	9:30-10:30	1h	9:30-10:30	1h	
	9(2)	介護に関することろのしくみと基礎的理解	10:30-16:30	5h	10:30-12:30	2h	
9(3)	介護に関することろのしくみと基礎的理解						
12日目	9(2)	介護に関することろのしくみと基礎的理解	9:30-12:30	3h		0h	13h
	9(3)	介護に関することろのしくみと基礎的理解					
13日目	9(4)	生活と家事	13:30-16:30	3h	13:30-15:30	2h	
	9(5)	快適な居住環境整備と介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(6)	整容に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(7)	移動・移乗に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(8)	食事に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(9)	入浴・清潔保持に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(10)	排泄に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
	9(11)	睡眠に関連したことろからだのしくみと自立に向けた介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(12)	死にゆく人に関連したことろからだのしくみと終末期介護	9:30-16:30	6h	9:30-14:30	4h	
	9(13)	介護過程の基礎的理解	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	
22日目	9(14)	総合生活支援技術講習	9:30-16:30	6h	9:30-15:30	5h	2h
23日目	10(1)	振り返り	9:30-14:30	4h	11:30-14:30	2h	2h
	10(2)	就業への備えと研修修了時における継続的な研修					
		修了評価試験	14:30-15:30	1h	14:30-15:30	1h	
	修了式	15:30-16:30	1h	15:30-16:30	1h		
合計時間*			130h		71h		59h

\* 開講式・オリエンテーション、修了評価試験、修了式を除く。

出所)公益財団法人介護労働安定センター三重支所提供資料より作成。



## 受講対象層

生活援助従事者研修は、介護のご経験や、年齢、性別は問わず、どなたでも受講できます。これまでに、次のような方々が受講し、活躍されています。

### 例えば 介護の勉強や仕事に興味がある方(学生含む)、就労移行・就労継続支援事業所の利用者の方

- 介護の勉強や仕事を始める最初のステップとして、介護の知識を学ぶことができます。
- 介護の仕事に興味のある高校生や大学生なども受講可能です。
- 就労移行・就労継続支援事業所の利用者の受講事例もあります。
- 研修修了後はライフスタイルに合わせて、副業として介護のお仕事をすることもできます\*。

\* 就業先の介護事業所によって異なります。



### 例えば 子育て中の方、主婦・主夫の方

- 掃除、洗濯、調理などの家事の経験を活かして活躍することができます。
- 研修修了後は、訪問介護員(ホームヘルパー)や介護職員として、週1日、数時間から働くことができます。子育て中でも無理のない時間で、あなたの経験を活かすことができます。
- 平日の日中に研修を開催している場合もあります\*。

\* 研修実施事業者によって異なります。



### 例えば 定年退職した方、アクティブシニアの方

- 体力が必要な身体介護の仕事は行いませんので、年齢を問わず、どなたでも、これまでの生活のご経験と知恵を活かして、介護の世界で活躍されています。



### 例えば 介護事業所や障害福祉サービス事業所に勤務されている方のうち、資格をお持ちでない方

- 介護職員初任者研修等よりも短時間で研修を受講できるため、お仕事の幅を広げるため、質を高めるための最初のステップとして活用可能です。
- 在職中の方でも受講しやすいよう、休日(土曜日、日曜日)に開催されている場合もあります。
- 2021年4月から無資格の職員の方に受講が義務付けられた、認知症介護基礎研修の受講が免除されます。



### 例えば 介護職への復職を目指されている方

- 比較的短期間で受講できるため、離職期間が長く、復帰後のお仕事に不安を感じられている方や、基礎から学び直したい方などにも受講いただいています。

